

風評の払拭に向けた情報発信等の取組について

令和元年11月

農林水産省

G 20新潟農業大臣会合の概要

(1) 日 程：令和元年（2019年）5月11日（土）～12日（日）

(2) 場 所：新潟県新潟市 朱鷺メッセ

(3) 参加国等：34の国・機関

① G20メンバー国

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、欧州連合(EU)、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、メキシコ、韓国、南アフリカ共和国、ロシア、サウジアラビア、トルコ、英国、米国

② 招待国

チリ、オランダ、セネガル、シンガポール、スペイン、タイ

③ 招待国際機関

ERIA（東アジア・アセアン経済研究センター）、FAO（国連食糧農業機関）、IFAD（国際農業開発基金）、IFPRI（国際食料政策研究所）、OECD（経済協力開発機構）、世界銀行、WFP（国連世界食糧計画）、WTO（世界貿易機関）

レセプション及び夕食会

福島県、岩手県、宮城県の食材を活用した料理の提供



福島県産水産物等を使用した握り寿司



仙台牛の赤ワインと越後味噌煮込み

会場内での震災復興に関する展示

復興庁と連携して対応



復興に関する取組の展示



福島県産サクランボの試食

その他国際会合における情報発信

世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議） ジャパンナイト2019

- (1) 日 程：平成31年1月23日（水）19：00～21：00
- (2) 場 所：セントラル・スポーツホテル
- (3) 主 催：ジャパンナイト実行委員会
（幹事：日立製作所、サントリーHD）
- (4) 協 力：農林水産省、JA全農、福島県、JETRO
- (5) 参加者：約500名（世界経済フォーラム参加者、メディア等）

福島県による日本酒の提供のほか、来場者には、福島県産のお土産（焼き菓子、米菓等）を配布



安倍総理スピーチ



福島県による日本酒の提供



場内の様子

日EU・EPA発効を契機とした日本食レセプション

- (1) 日 程：平成31年4月23日（火）19：00～20：45
- (2) 場 所：The Grand Hotel Plaza（ローマ市内）
- (3) 主 催：農林水産省
- (4) 参加者：約300名（イタリア国内の政財界要人、シェフ、レストラン経営者、流通業者等輸出拡大に結び付く食関連事業者、情報発信力の高いインフルエンサー、日本産食材サポーター店、イタリア政府・国際機関等関係者等）

福島県産食材として、ウイスキー、日本酒及び若桃の甘露煮を提供



安倍総理と料理人の歓談の様子



日本産酒類の提供



場内の様子

その他風評払拭に向けた取組

輸出有望国・地域での展示会等出展

海外で開催される見本市、展示会等へ出展して福島県が行う安全・安心の取組をはじめ、福島県産農林水産物の魅力をPR

- FOOD AND HOTEL ASIA 2018への出展（シンガポール）（平成30年4月）
- 天皇誕生日レセプションを通じた食の安全の取組を発信（中国、香港、シンガポール、台湾）（平成30年11月～12月）
- 「ふくしまの今」を発信するセミナーの開催（香港）（平成31年1月）



FOOD AND HOTEL ASIA 2018



香港セミナー

海外向け動画を活用した情報発信

福島県産農林水産物に関するWebサイト（日本語、英語、中国語）を立ち上げ、福島の食の魅力を発信

タイトル：「FUKUSHIMA FOOD EXPERIENCE」
（平成31年2月7日から公開）

視聴回数：約2か月間で315万回

動画構成：米編、川俣シャモ編、福島牛編、あんぼ柿編



米編

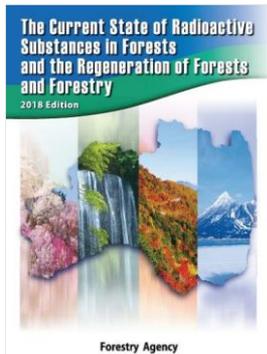


福島牛編

福島県産林産物の安全性を情報発信

森林における放射性物質の影響等について、英語のパンフレットを作成し、福島県内の木材及びきのこ等特用林産物の安全な出荷に向けた取組について発信

林野庁ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/jyosen/houshasei_panfu.html）にて公開（最新版：平成30年11月発行）



原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の撤廃・緩和

● 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、32の国・地域で輸入規制を撤廃、22の国・地域で輸入規制を継続）。

◇ 諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況（2019年10月25日現在）

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名		
事故後輸入規制を措置	規制措置を完全撤廃した国・地域	32	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国	
	輸入規制を継続して措置	一部の都県等を対象に輸入停止	7	香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、マカオ、米国
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求	14	インドネシア、ブルネイ、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦（UAE）、エジプト、レバノン、モロッコ、EU※、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ロシア フィリピン ※EU加盟国（28カ国）を1地域とカウント。
54	22	1	自国での検査強化 イスラエル	

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は、検査上輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

◇ 最近の規制措置完全撤廃の例 ◇ 最近の輸入規制緩和の例

撤廃年月	国・地域名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
		2018年11月	中国	輸入停止（新潟県産米）→産地証明書の添付で輸入可能に
		"	ロシア	福島県産の水産物について放射性物質検査証明書の添付が不要に
2018年2月	トルコ	2019年3月	シンガポール	放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に
7月	ニューカレドニア	4月	米国	輸入停止（岩手県及び栃木県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、宮城県産牛の肉、クロダイ）→解除
8月	ブラジル	5月	フィリピン	輸入停止（福島県産のヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴ）→解除（放射性物質検査報告書の添付）
12月	オマーン	7月	UAE	検査報告書の対象品目の縮小（福島県産の全ての食品、飼料→水産物、野生鳥獣肉のみに）
2019年3月	バーレーン	9月	米国	輸入停止（福島県産ムラソイ、カサゴ）→解除
6月	コンゴ民主共和国	10月	マカオ	輸入停止（9都県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県）産の野菜、果物、乳製品）→商工会議所のサイン証明の添付で輸入可能に 放射性物質検査報告書の添付（9都県産の食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品）→商工会議所のサイン証明の添付に変更 放射性物質検査報告書の添付（2県（山形県、山梨県）の食品）→添付が不要に
		11月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等）

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。